

令和8年度第1回 川崎市環境審議会自然共生部会 会議録

- 1 開催日時 令和8年6月3日(水) 午前9時30分～午前11時30分
- 2 開催場所 オンライン
- 3 出席者 委員 飯田部会長、中島副部会長、水庭委員、小畑委員、坂倉委員
事務局 磯部緑政部長、坂みどり・多摩川事業推進課長、
山本みどりの保全整備課長、中村みどりの管理課長
- 4 議題 議題 緑の総量の反転に向けて (公開)
3つの施策の柱に基づくアップデートすべき事項 (公開)
システミックデザイン手法を活用した施策の見える化 (公開)
強化すべき視点と目標値 (公開)
今後の審議の主な論点とスケジュール (公開)
報告 川崎市環境審議会自然共生部会における委員意見一覧 (公開)
令和8年度第1回環境審議会における意見一覧 (公開)
川崎市緑の基本計画の改定に向けた検討状況について (公開)
- 5 傍聴者 4名(オンライン)
- 6 会議内容

午前9時30分開会

○みどりの管理課長

本日はお忙しい中御出席いただき誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから令和8年度第1回川崎市環境審議会自然共生部会を開催いたします。

私は本日の進行を務めます、建設緑政局みどりの管理課、中村と申します。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、初めに委員の出席について御報告いたします。本日は、台風の影響でオンラインでの開催とさせていただきました。本部会の委員7名中、5名の委員が出席されております。半数以上が出席しておりますので、川崎市環境基本条例施行規則の規定に基づき、本日の部会が成立しますことを御報告申し上げます。

なお、本日は今年度1回目の開催となりまして、委員の一部交代もございますので、改めて事務局から委員の皆様を御紹介させていただきます。お名前をお呼びいたしますので、カメラをオンにさせていただいて、挙手などで合図をいただければと存じます。また、新たに就任され

た小畑委員からは一言御挨拶いただければと存じますので、よろしくお願いいたします。

初めに、立教大学環境学部准教授、飯田部会長です。

○飯田部会長

よろしくお願いいたします。

○みどりの管理課長

続きまして、東京都市大学都市生活学部都市生活学科准教授、中島副部会長です。

○中島副部会長

おはようございます。よろしくお願いいたします。

○みどりの管理課長

続きまして、東京農業大学地域環境科学部造園科学科教授、水庭委員です。

○水庭委員

水庭です。おはようございます。よろしくお願いいたします。

○みどりの管理課長

続きまして、市民委員、小畑委員です。小畑委員は今年度から新たに委員に就任されましたので、一言御挨拶をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○小畑委員

小畑と申します。よろしくお願いいたします。以前にNTT東日本の神奈川支店長をしておりまして、その際、横浜のビルでは養蜂活動を行っていました。また、川崎のビルではサツマイモをつくっていて、周囲のお子さんたちにタイミングを見ながら来ていただいて、そういう活動に参加していただいたということがあります。また、週末は中小企業診断士として福島県矢祭町、それから神奈川県開成町でグリーンツーリズムのお手伝いをさせていただきました。昔からこういう緑の関心に大変関心があるので、今回、自然共生部会の委員にさせていただいたということをお大変ありがたく思っております。少しでもお役に立てればと思っております。

で、よろしくお願いいたします。

○みどりの管理課長

続きまして、東京都市大学都市生活学部都市生活学科教授、坂倉委員です。

○坂倉委員

おはようございます。よろしくお願いいたします。

○みどりの管理課長

本日、御欠席ではございますが、J Aセレサ代表理事副組合長、大久保委員、中央大学工学部人間総合理工学学科教授、高田委員、この2名を加えた7名で今年度の審議をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、市側の出席を紹介させていただきます。

初めに、建設緑政局緑政部、磯部部長です。

○緑政部長

磯部です。よろしくお願いいたします。

○みどりの管理課長

みどり・多摩川事業推進課、坂課長です。

○みどり・多摩川事業推進課長

坂です。どうぞよろしくお願いいたします。

○みどりの管理課長

みどりの保全整備課、山本課長です。

○みどりの保全整備課長

山本です。よろしくお願いいたします。

○みどりの管理課長

このほか、関係職員及び改定作業の支援を担うパシフィックコンサルタンツ株式会社の職員も参加しておりますので、御了承いただきたいと存じます。

また、本部会は、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例に基づき、原則公開となります。

本日、オンラインでの傍聴希望者が4名いらっしゃいます。傍聴を認めたいと思いますので、御了承いただければと存じます。

それでは、開会といたしまして、磯部緑政部長から御挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○緑政部長

おはようございます。改めまして、緑政部、磯部でございます。本日は、お忙しいところ御出席いただきありがとうございます。また、台風のため急遽オンライン開催とさせていただきます。御協力どうもありがとうございます。台風についてですけれども、近年、発生する時期というか、期間がかなり長くなっているように感じております。また、災害の激甚化という話も出ておまして、気候変動の影響を実感することが多くなってきたかなと思っております。

このような視点も踏まえまして、昨年度はみどりの基本計画について御審議をいただきまして、3つの施策の柱や7つの強化すべき視点など、計画の全体像を取りまとめることができました。そして、先日、この全体像を市議会に報告しましたところ、樹冠被覆率の導入については賛同する御意見をいただきまして、改定について後押しをいただけたかなと思っております。

本日は、緑の総量の反転に向けまして、緑被率の算定についての考え方や、法に基づく緑化の推進、みどりの保全施策の強化、公園の配置の考え方など、施策のアップデート等について御審議をいただきたいと思っております。

本年度は具体的な個別施策について検討を深度化しまして、計画素案として取りまとめる大切な1年となりますので、引き続き皆様の御協力をいただきたいと思っております。本日はよろしくお願いいたします。

○みどりの管理課長

ありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。ここからの進行は部会長にお願いしたいと思っておりますので、飯田部会長、よろしくお願いたします。

○飯田部会長

皆さん、おはようございます。急遽オンラインになりましたけれども、お集まりいただき、ありがとうございます。今日も議題がたくさんございますので、早速議題に入っていきたいと思っております。

まず、議題1「緑の総量の反転に向けて」について、事務局から御説明をお願いします。

○みどり・多摩川事業推進課長

それでは、資料1、2ページを御覧いただければと思います。緑被率の算定については、前回の3月の部会では調査中でありましたけれども、今回、実面積として市域の緑被率の速報値が出てまいりました。左側の(1)2020年の自然的環境資源の分布は、これまで300平米以上の樹木の集団、農地、河川、運河などを抽出した面積に対する緑被率でございます、こちらは24.3%でした。今回、右側の(2)2025年の緑被率、6月1日の速報値となっております、2025年8月と9月の夏場の衛星画像を基に、解像度50センチ、7平方メートル以上の草地、樹林地を抽出し、結果といたしましては28.2%となっております。国の緑の基本方針で示されました30%は下回りますが、水面などを除く緑で覆われた実面積となっております。

右下にございますように、今後の作業としましては、NDVI値による樹林地と草地の分類に加えまして、土地利用現況データなどを活用し、農地に含まれる草地や樹林地、また作物がない裸地を抽出して整理をしていく必要がございます。

3ページを御覧ください。速報値であります28.2%を緑の対象範囲のイメージ図に数値として落としてございます。まず、仮に左側の水面を含めると、運河だけでも既存のデータでは8%以上の増加となりますので、本市としましては、近隣都市との整合も踏まえまして、緑被率の定義としましては、表にございますように、実際に緑を創出・再生するポテンシャルを有する樹木被覆地、草地及び農地を対象としたいと考えております。

次に、4ページを御覧ください。(4)は、今後も建築行為に伴う緑化を推進した場合に創出される緑の量の推計をまとめたものでございます。表1は、道路部や公園緑地など、建築行為の対象としない要素の控除率の試算を行いまして、表2では、その控除率を基に、用途地域ご

とに建築行為に伴い確保される緑の面積を推計してございます。住居系では20%、商業系・工業系では10%の緑化を行うことを想定した場合、緑化面積がどうなっていくかということで、1393ヘクタールと算出しているものでございます。

下の段の(5)市域全体の目標とする緑の面積では、(4)で算出した緑の量とその他の要素の推計面積を合計し、市域面積に対する緑の割合を、簡易的なシミュレーションにはなりますが、算出したもので、緑被率は32.4%となりまして、将来にわたりまして緑化を推進した場合には30%を達成すると推定されます。

次に、5ページを御覧ください。課題であります緑の総量の反転に向けては、緑の減少傾向の反転年次や緑被率30%の達成年次について決めていく必要があります。これまでの部会においていただきました御意見などを踏まえますと、本市の人口動態を捉えていくこと、それから住宅戸数の減少に伴う空き地や空き家の増加によるまちのスポンジ化への対応、例えば空き地の活用でありますとか、緑地やコミュニティガーデンなどに転換していくということが一つ考えられてまいります。あと、まちづくりの観点からは立地適正化計画との整合など、下の段にはキーワードを幾つか挙げさせていただいておりますけれども、(論点①)速報値の捉え方、(論点②)緑被率の反転に向けて、現時点で改めて委員の皆様の御意見をいただければと存じます。

資料1の説明は以上でございます。

○飯田部会長

どうもありがとうございました。それでは、委員の皆さんから質疑をよろしく願いいたします。挙手のボタンを押していただければと思います。小畑委員、よろしく願いいたします。

○小畑委員

初めて参加させていただきますので、よろしくお願いします。

前回の環境審議会でもありましたように、緑被率の考え方そのものを、今まで少しインセンティブ的なものも加えていたのを今度はニュートラルに見ていって、30%を超えるように頑張っていこうということで、客観的に見ていくこと自体は大変いいことだと思うんですけども、前回の審議会の場でも申し上げたように、それとは別に、市民の方々の活動がインセンティブとして働くような仕組みを並行して御検討していただくといいかなという気がしております。

す。

もう1点ですけれども、たまたま高津区の5月29日号のタウンニュースを見ていましたら、高津区市民健康の森を育てる会というところの記事で、たちばなふれあいの森のホタル観賞会が二十余年の歴史に幕というので書かれていたのです。環境が悪化したとか、沢の水が著しく減少したことが理由だと書いてあって、市民の皆様から言うと、30%の緑被率というよりは、身近なホタル観賞会がなくなるということのほうが、緑に対してのマイナス面という意味では、かなりインパクトが強いのではないかと思いますので、マクロの議論と同時に、こういうミクロの活動については丁寧にフォローしていただくことも必要かなと思っております。

以上です。

○飯田部会長

どうもありがとうございます。事務局から一言お願いします。

○みどり・多摩川事業推進課長

ありがとうございます。もちろんマクロの議論というのは総量としては必要でございますが、小畑委員おっしゃるとおり、市民がみどりを増やしていこうという意識につながるような個々の施策も非常に重要でございますので、今回、そのあたりも少し資料の中でもお示ししていければと思いますけれども、市民に本当に喜んでいただけるような施策を、また別途、質という議論にもなりますが、考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○小畑委員

どうもありがとうございます。

○飯田部会長

ほかの委員はいかがでしょう。手が挙がっていないようなので、私からも少しよろしいでしょうか。2ページ目、速報値のところですけれども、俯瞰的に見た場合は、やや安心できる数字、安心とまではいかないですが、28.2%という数値が出てきたのはよかったのではないかなと思えました。

ちょっと確認ですけれども、隣に2020年のものがありますが、このとき河川や運河を入れて24.3%でしたけれども、今回はそういうものを除いた樹木の集団、農地及び草地を入れて

28.2%ということですか。それで合っていますかね。

○みどり・多摩川事業推進課長

部会長がおっしゃるとおりでございます。右側の図でございますように、今までは市域の中に入っている多摩川の水面とか運河も入れておったのですが、今ですと多摩川の部分は河川敷の緑なのです。そういったところをきちんと捉えて目標設定していくというほうが、実際に緑の創出という意味では現実的ではないかと捉えてございます。

以上でございます。

○飯田部会長

分かりました。単純に増減を知りたいと思ったんですけども、24.3という数値のほかに、今回出てきた28.2というものと比較できる過去の数値はございますか。もちろん解像度が上がっているんで少し増えるのではないかとはいっていたんです。緑地減少もしますが、解像度が上がった分、今まで拾えていない緑地を拾えて、この数値かなと思っているんですが、2020年と比較した場合の同じカテゴリーでの増減が少し気になりました。

○みどり・多摩川事業推進課長

下の図のほうの「これまでの本市」というところと言うと、草地が大きく抜けてしまっていたものが加わっているところと、農地に関しては固定資産税台帳から抽出していて、これまでのところ、そこがオレンジ色で入っているのですが、今回は農地も緑で作物が育っているところが抽出されてきているので、裸地の部分が入っていないということがございます。ですので、そこを比較する際には、若干入替えをしたりしながら加工すると解像度の上った部分が挙がってくると思います。

○飯田部会長

単純な比較はちょっと難しいということですね。

○みどり・多摩川事業推進課長

さようでございます。

○飯田部会長

分かりました。前は300平米以上のものを樹木地としていたということもあるので、今回、樹冠被覆が出てきたときに、300平米以上のものだけを拾ってみて、前回の数値と比べてみるというのはやってもいいかもしれないと思いました。全体的な経年変化の傾向を捉えられたらと思っています。よろしくお願いします。

○みどり・多摩川事業推進課長

かしこまりました。

○飯田部会長

あと、大変細かいのですけれども、2ページ目に戻っていただいて、今後の作業予定の中に入っている部分ですが、草地と農地ポリゴンの筆を重ねるということでしたが、これだと樹木系の農地が入らないと思ったので、その点だけ御検討ください。

○みどり・多摩川事業推進課長

かしこまりました。果樹園とか植木畑もありますね。

○飯田部会長

はい、あるかなと思うので、その辺は少し検討の上で値を抽出してみてください。

○みどり・多摩川事業推進課長

はい。ありがとうございます。

○飯田部会長

では、ほかの委員の方、議題1に関してはよろしいでしょうか。

続きまして、議題2「3つの施策の柱に基づくアップデートすべき事項」について、事務局から御説明いただけたらと思います。よろしくお願いします。

○みどり・多摩川事業推進課長

それでは、資料2、6ページを御覧ください。新たなみどりの基本計画の考え方を示しし

てございますけれども、本市のみどりの将来像に掲げるコンセプトワード「KAWASAKI NATURE LOOP」を実現するために、3つの施策の柱に基づいて、アップデートすべき事項について今回整理してございますので、御説明をしたいと思います。

7ページを御覧ください。各施策の柱のアップデートすべき事項のポイントを整理しております。まず、①生物多様性につながるみどりの基盤づくりについては、右側でございますけれども、多様なみどりの役割を果たすための緑化施策及び市の重要な自然的環境の保全施策をアップデートするものでございます。

次に、真ん中、②みどりをつなげる人の輪づくりについては、右側でございますが、グリーンコミュニティの形成や多様な主体のつながりを目指すため、公園に加え都市農地を含めた多様なオープンスペースを対象を広げるとともに、多様な主体を支援する仕組みにアップデートするものでございます。

下の段、③みどりの価値を実感できるまちづくりについては、右側、みんながみどりの価値を知り、その機能を最大限活用することで、社会課題の解決を目指す取組として、無関心層を含め、市民に伝わりやすく誰もが参加できる施策にアップデートするということで大きくまとめてございます。

次に、8ページを御覧ください。2(1)生物多様性につながるみどりの基盤づくりとして、ア、緑化施策のアップデートについては、左側の①から、みんなが育むみどりとして、これまで緑化指針により建築行為に伴う緑化に努めるよう助言・指導してまいりましたが、これからはみどりを確実に確保するため、緑化の義務化と対象の見直しを検討してまいります。

下の段の緑化指針における協議対象の規模につきましても、現在の住宅は500平米以上20戸以上の共同住宅であったり、事業所は1000平米以上となっておりますが、対象面積の引下げの検討を考えております。

詳細は9ページを御覧いただきますと、具体的なイメージがございます。これは都市緑地法の緑化地域制度を示してありまして、緑化地域を都市計画に定め、建築基準関係規定として敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づけるものでございます。現在、4自治体で導入しており、対象規模については条例で300平米まで引き下げる、あるいは緑化率の最低限度の基準は敷地面積の25%まで設定が可能となっております。こうしたことも踏まえながら導入の検討をしてまいります。

もう一度8ページにお戻りください。次に、真ん中の②親しみやすく、恵みを受けるみどりについては、これまで緑の面積と樹木の植樹を中心に指導してきましたが、これからは緑地の

質・量の両面で、多様なみどりの機能を誘導するため、緑化基準の見直しを検討します。

こちらも詳細は10ページをお開きいただきますと、具体的なイメージとして、左側に都市緑地法のTSUNAG認定における緑の評価の概念を、右側には大阪市のうめきたパークでの民間開発事業における緑の価値を可視化する5つの指標を紹介させていただいております。

次に、8ページにもう一度お戻りいただきまして、右側の③まちがつながるみどりについては、これまで緑化指針においても接道部の緑化や生垣緑化を評価してまいりましたが、さらに複層的な建築物や生物多様性のつながりなどを考慮した評価を検討していきます。

11ページを御覧ください。これは具体的なイメージとして、東京都で策定した品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドラインにおける施設別のみどりのつながりの誘導イメージを紹介しております。建築から歩道空間までみどりのつながりを誘導し、まち全体のみどりのつながりを評価できる基準などについても検討してまいります。

次に、12ページを御覧ください。イ、保全施策のアップデートについては、左側の①みどりをエリアで守るとして、斜面緑地の保全については、一定の成果を上げているものの、法面の安全確保のための斜面对策工事などによる樹林地の喪失を踏まえ、雑木林と農地のつながりの回復を含めた保全施策を検討していきたいと考えております。

左下の表にございますように、これからは、下段でございますけれども、土砂災害特別警戒区域などに指定された農地等を里山ユニットとして捉え、一体で保全を考えていきます。

13ページを御覧ください。こちらは神戸市の六甲山系の都市山麓グリーンベルトの整備の事例を紹介していますが、斜面地の法尻に一定のバッファゾーンを設け公園化することで、斜面对策工事による緑の喪失を回避するなど、グリーンの際がより広がった形で、生物多様性にも寄与するものであると考えております。

12ページにお戻りください。真ん中の②みどりを育てるとして、樹林地の若返りと子どもたちが自然環境に親しむきっかけづくりに向けた取組を推進してまいります。

下の段にある若い森づくりについては、雑木林の管理において、老木化した樹木の伐採を行い、伐採後については、国の機能維持増進事業を活用し苗木の補植等を行い、樹林地としての育成管理を継続していきます。

下の段の保全と利活用の好循環づくりについては、先ほど御説明を差し上げた里山ユニットが整った区域などを、循環型の農の実践や子どもの遊び場としての活用などを行いまして、保全と利活用の好循環を生み出していきたいと考えております。

14ページに国の機能増進事業の概要を紹介しておりますが、下の写真には川崎市の実施事例

を掲載しております。

12ページにお戻りください。右側、③保全を支える仕組みづくりとしては、民間事業者による開発行為にあわせた緑地の保全・再生に向けて、これまでのオンサイトでの取組に加え、オフサイトにおける緑の保全・再生や緑の価値を金銭化するなど、様々な開発ケースに柔軟に対応できる保全・再生手法を検討します。現在は開発行為等において、公園の量の不足分の一部を金銭化し、緑化基金として公園の再整備等へ充当する仕組みがありますが、これからは開発行為により喪失した自然的環境の回復の代替措置を金銭化し、多様なみどりの緑化・保全施策等に充当する仕組みを検討します。

15ページをお開きいただきますと、具体的なイメージとして、開発等に伴う緑地の保全・再生の3つのメニューを示しております。左から、これは継続していく考え方でございますが、自然環境の保全・再生をオンサイトである敷地内で対応すること、次に、真ん中につきましては、事業敷地内での保全や創出が難しい場合、オフサイトでの保全・再生として、代償措置を含めたアウトサイドミティゲーションを検討し、市域の重要な緑地や農地の保全に協力することを代償できる制度を検討してまいります。

また、保全の担い手として、事業者がみどり法人や農業技術を有する法人に委託することも手法として考えられます。この考え方は、本市の臨海部における共通ガイドラインとして既に制度化しておりますが、現在のところ、代償の候補地がなかったり、条件として公開性のあるオープンスペースにするということが課題となっており、実績がゼロとなっております。

さらに、右側は代償候補地がどうしてもないような場合、喪失したみどりの価値を金銭化し、金銭による保全・再生への協力を求めるもので、市域の生物多様性の価値を可視化し、必要な周辺のみどりの質を向上させるための負担金として支払いを求める制度を検討します。これまで本市は公園をベースとして開発負担金制度を有しておりますが、自然的環境の回復に向けた回復措置としてクレジット化へアップデートをしていきたいと考えております。

右下に類似事例としてイギリスのBNG (Biodiversity net gain) 政策や、さらに次の16ページをお開きいただきますと、海外においても生物多様性クレジットのオフセットの動きが始まっており、みどりの将来像の実現に向け、企業と共に進めるみどりの保全としても有効なものと考えております。

17ページを御覧ください。2(2)みどりをつなげる人の輪づくりとして、ア、みどりとオープンスペースの拡大については、公園緑地に加え、公有地の緑を生かした取組や公開空地、コミュニティガーデンなど、緑とオープンスペースを幅広く取り組むことを展開していきたいと

考えております。

これまでの御審議の中でも取り上げられておりましたけれども、特にイでございますが、農地については、コミュニティツールとして都市農地の保全・活用について取り上げさせていただいております。開発等で設置された小規模公園での農的な利用の促進や、都市部の農的体験への高いニーズへの対応として、現在のところ公共の施設における収穫物の取扱いに課題がありますが、こういったものを整理・解消していくこと、さらに、農地保全だけではなく、福祉や子育て、生き物の生息空間、資源循環など環境教育の場など、多様な分野の視点からの活用を通じた保全を推進してまいりたいと考えております。

次に、下の段、ウ、新たな担い手を育てる仕組みについては、公園等における新たな担い手を育てる仕組みとして、関わりの段階に応じた多様な支援を進めてまいります。

次に、18ページをお開きください。イのコミュニティツールとしての都市農地の保全・活用について、先進事例の調査内容をまとめております。表の左側から、日野市のせせらぎ農園は、ごみの減量化に向けた取組がコミュニティガーデンに発展したもので、地元の市民団体が生産緑地を賃借して運営しております。

真ん中の墨田区のたもんじ交流農園は、スカイツリーの開業に伴う地域振興に向けて、伝統野菜である寺島なすの保全をまちおこしの一つのツールにして活用していく取組が発展した事例です。こちらはお寺の駐車場のような場所を賃借して、市民で農地を造成していくところから始まったケースでございますが、現在は墨田区から市民緑地の認定を受けてNPO法人が運営をしております。

それから、右側の世田谷区の農業公園の事例は、世田谷区が農地の保全方針を策定し、都市計画公園として農業公園を特殊公園に位置づけ、生産緑地を計画的に取得して整備し、現在、6か所整備が完了して、行政が管理委託によって運営をしているものです。

この後、19ページから21ページ、(ア)から(ウ)ということで取組事例の内容の詳細を紹介してございます。せせらぎ農園のこういった取組の写真、コンポストの内容です。ここは、水については多摩川が近いものですから、その水路の水を使って農作物に水を供給しているという状況でございました。

次の20ページがたもんじの状況でございます。特徴としては、みんなで自由にできるところと、貸し農園として有料で貸し出すところの2つがエリアとしてございました。あと、助成金をいただいて整備していくということですが、井戸を掘ってまして、井戸が水源になっている。そのほか、雨水タンクなどで雨を集めてまいたりとか、そういったことで、墨田

区でもかなりポテンシャルの高い事例として評価を受けているということでございました。

21ページは世田谷区でございますけれども、これは行政が主体となって農地保全をしていくということになっております。かなり財源も使って大々的に進めているものでございます。

本市としましては、公園に加えて、先ほどの公共的なオープンスペースの活用などを多様な主体と進めていくという観点からも、市民との手づくりにより活動が自走につながっているような前者の(ア)と(イ)の事例などを増やしていければいいと考えてございます。

次に、22ページを御覧ください。こちらは、(エ)都市農地の保全に関わる若手農家へのヒアリングの内容を紹介させていただきます。市内の農家出身で、大学時代に都市農地について研究され、かわさき若者会議でも活躍されている秋元様でございます。ヒアリング内容としては、高津区の橘公園など、公園にコミュニティガーデンを入れる事例もあって、農家同士のつながりが弱くなっている中で、周辺の農家とのつながりを見いだすこと、また、若い農家さんはつながりを生かしたSNS等での情報発信、直売所を設ける中で地域間のコミュニティが増えていくということ、さらに、専門家やキーパーソンとなる方が人の輪づくりのきっかけとなり、公園でのコミュニティファームの取組などにもつながっていければということをお話ししてございました。こういった若い農家さんの中でもつながりが広がっていくことが課題ではないかということをお願いしているところでございます。

23ページにつきましては、国の都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会の提言における重点戦略をまとめたものでございます。管理運営の担い手を広げ・つなぎ・育てる施策の方向性の中に、赤枠で示したような担い手の拡大と共創という内容が示されてございます。

次に、24ページを御覧ください。2(3)みどりの価値を実感できるまちづくりとしまして、ア、市民と共有する施策づくりとして、みどりへの無関心層も含めて市民が参加しやすく、みどりの価値を実感できる施策を展開いたします。海外の事例でございますけれども、全ての家庭から3本の木を見ることができ、全ての地区で樹冠被覆率が30%を超え、最も近い公園や緑地から300メートル以内にあるという、the 3-30-300 ruleが知られておりますけれども、こちらを右側の川崎市におけるイメージにアレンジしてみますと、今、市民の活動として動きのあるホップや藍、ヒマワリ、こういったものをプランターでもいいので、みんなが育て植物を身近に感じるライフスタイルづくりにつなげることや、真ん中でございますが、みんなが使う拠点駅周辺での樹冠被覆率30%を目指す、また、みんながみどりのオープンスペースに300メートル以内にアクセスできるといったキャッチフレーズを発信できることによって、みどりの価値を広げていければと考えております。

25ページを御覧ください。前のページの3つ目にあるみどりのオープンスペースのアクセスについて重点的に検討したものでございます。現在、身近な公園については、整備方針の課題を解消する必要がございます。左上の現在の整備方針の考え方を紹介いたしますと、街区公園につきましても、小学校区単位を基準に、1小学校区を構成する町丁目のうち、3分の2以上の町丁目に公園が配置されるよう整備を進めております。

下の段の左側に現状・課題を示しておりますが、過去10年間で、開発の提供公園なども含めて52公園整備をして増加いたしました。市内115校区のうち、まだ29校区で公園の未整備というか、不足しております。特に面積の小さい小規模な公園が増えて維持管理の負担が増大したり、整備方針と乖離した形で、同じ小学校区に複数の公園が重複して配置されるなどの状況が生じております。

今後の検討の方向性としましては、公園の充足状況の分析に当たりまして、例えば、利用者が実際どれくらい離れた場所から公園に来ているかの調査などを行いまして、下の段の右側の赤枠に示したとおり、身近な公園の整備方針の見直しと提供公園の考え方を整理していく必要があると考えております。

まず、①整備すべき公園の面積と誘致距離を再定義し、それによって公園の優先配置地区がどこにあるのかを抽出する。そして、その公園をどのように整備していくのか、民間活力導入など、こういった整備に向けた検討を行います。

②としましては、既存の公園の統廃合や機能分担を行っていくということでございます。例えば、重点エリアに点在する公園の機能分担や統廃合、さらには不足の部分については、公園以外の公開空地や社寺林などのオープンスペースの活用についても検討してまいります。

③提供公園の考え方では、①と②の方針と整合する開発規模要件の設定や、優先配置地区との連携を踏まえた制度設計を行っていく必要があると考えております。

26ページをお開きください。国がこれまで示してきた公園配置の街区モデルになりますが、これからは、右側でございますように、必要な公園面積の基準と実態に即した誘致距離の組合せによって、次の27ページを御覧いただきますと、公園の充足のシミュレーションとして、誘致距離についても、①3分、②5分、③10分ということで、いろんなケースを想定していく。

あるいは公園面積の最低基準も、300平米以上という最低限必要な空間、これは市民緑地認定要件の面積であったり、②としては日常的な滞在・利用等ができる公園面積、③の街区公園としての一定の機能を期待できる公園の基準の1000平米、これもTSUNAG認定の対象緑地の基準になりますけれども、その中間的な位置づけとして②を600平米としておりますが、いろんな

組合せによって充足率をシミュレーションして、どこが空白エリアなのかを捉えて、公園配置を効果的に行っていけるような身近な公園の整備方針に見直していくことで、市民が平等に公園緑地等のオープンスペースの価値を享受できる環境を整備していけるようになるのではないかと考えております。

こうしたことを3つの施策の柱に基づくアップデートとして整理しておりまして、こういったことを重点的に、これから議論を進めていくということで御説明をさせていただきました。

説明は以上でございます。

○飯田部会長

どうもありがとうございました。では、ただいまの資料2の説明について、御意見、御質問があれば、皆様からよろしく願いたします。では、中島委員、よろしく願いたします。

○中島副部会長

御説明ありがとうございます。今日、3つの施策の柱に基づくアップデートすべき事項ということで、8ページに一旦整理していただいていると思うんですけども、今日の説明で気になったところとして、アップデートとは結局どういうことをするのかというところですが、見直しを検討するというものと、あとは取組を推進するということであったりとか、検討するのか、施策をこう変えていくということで、さらにこれを進めるということなのか、表現としてばらつきがあるとも言えるんですけども、それ自体はよいことだと思うんですが、要は施策を見直すということのみどりの基本計画で書くということは、今回の計画が改定されたときから見直すとか検討するというのをやるのだとすると、アウトプットが成果として出てくるのはその次の段階で、そこから施策・事業や何か新しい計画が始まるという、その目標年次の捉え方が、多分ここの動詞の表現によって違うのだと思うんです。

もちろん、これから検討して解いていかなければいけない、まだ解き方すら分かっていない課題もあると思うので、それは検討しますということでよいと思うんですが、いつ頃までにどうしていきたいのかということも併せてイメージできると、ここでアップデートすべきと言っているものが、いつ、どのように変えていくつもりでこれから取り込もうとしているのかというところの温度感であったりとか、目指していくところだったりとか、今、既存の施策にそこがどうつながっていくのかみたいなのがもう少し見えると、戦略的にはよりクリアになるかなと思いました。

○飯田部会長

ありがとうございます。では、事務局からお願いします。

○みどり・多摩川事業推進課長

ありがとうございます。おっしゃるとおり、絶対これはやるぞというのと、まだこれから検討していこうというニュアンスが、このシートに入っているなどというのは自分でも感じてはいるのですが、今後、最終的には10年間の間で何を、いつやるか。今の基本計画ですと実施計画を持っております。これからこの取扱いをどうするかはありますけれども、どの時点で、どこまで行くかというのはきちんとモニタリングしていかななくてはいけませんので、最終的には年次計画というか、こういったものも計画づくりの中できちんと出していく必要がございます。ですので、例えば反転に向けてやるべきことは前半にすぐ取りかかっていたいかななくてはいけないとか、社会情勢を踏まえて検討していくもの、あるいは継続的にやっていく中で、恐らく今後、成果指標にも関係してくると思うんですが、その積み上げがどの程度になるかとか、いろんな部分で年次計画は必要でございますので、これは今後の議論の中で我々としてもきちんと表していきたいと思っております。

以上でございます。

○中島副部会長

ありがとうございます。検討するというのは非常に大事なことだと思っておりますけれども、検討して、やりさえすればうまくいくかということ、またそこも違うと思うので、検討するということは、限られたリソースの中で効果を上げられるか上げられないかとか、難しいものであれば、検討したけれども、やらないとかという選択も当然出てくると思いますし、その1個1個の決断をすることが、検討するということが検討できたということにつながると思うのです。かなり多岐にわたる施策展開と検討のメニューが出ているので、本当に限られた川崎市役所の人員の中だけでできることも限りがあると思っておりますし、そこは市民や企業との協働として、そちら側に委ねていくみたいなども併せて実施計画につなげていけるとよいのかなと思えました。ありがとうございます。

○飯田部会長

それでは、小畑委員、お願いいたします。

○小畑委員

ありがとうございます。小畑です。10ページの緑化施策のアップデート（具体的なイメージ）というところがございますけれども、こちらについて、TSUNAG認定における緑の評価の概念、民間開発事業における緑の価値の可視化ということで、緑の価値を可視化することはとても重要だと思うんですが、これも市民の皆さんが納得して、ということは自分たちで算定して、自分たちで納得して、さらには場合によってはその数値を改善していくための取組をしていくという、PDCAを回せるような仕組みにしていくことが必要だと思うんです。

ここに書いてあるだけではこれからどのように取り組んでいこうとしているのかがはっきり分かりませんし、場合によっては市役所さんのほうで数字を示して、こうでしょうということで終わってしまうようにもちょっと拝見されるんですけども、ここについては具体的に今後どのような取組を展開していこうとお考えなのでしょうか。

○みどり・多摩川事業推進課長

ありがとうございます。こちらは実際には、例えば、今、緑を純粹に植えることに対して緑化の協議とかをしてまいりましたけれども、今後、グリーンとして、例えば雨水の浸透でありますとか、砂利を敷いた土の部分みたいなもの、宅地を開発したときに、そういった一定のエリアについても評価していくとか、生き物が生息できるような樹木を植えた場合に評価していくとか、そこは植える木によっても緑化の価値が変わるとか、あとは屋上緑化なども今までは限定的なものとして取り扱ってまいりましたが、もう少し柔軟に、いろんなところに緑を入れてカウントできるような指導基準に見直していこうというところがございます。

そういった中で、10ページにはいろんなキーワードを散りばめてございます。例えば、右側は5つの指標「みどりのものさし」ということで幾つか記載がございますが、こういったものを拾えていけるような指導基準によって、まちがこのように変わっていきますというイメージを市民の皆様に、あるいは事業者の皆さんにお示しして、みどりの機能の幅を広げていくように、緑化協議の基準なども見直していくというところがございます。具体的にどういったケースでこんなふうになるのかというのがお示しできていないので、大変申し訳ないのですが、今後はそういったものもモデルで示しながら検討して、実際に基準として整理していこうと考えてございます。

以上でございます。

○小畑委員

どうもありがとうございます。精緻なものを突き詰めてつくっていくというよりは、右に書いてあるような5つの項目を少しポイント的にして、例えば商店街とか、一つの街区とか、あるいは町内会で、自分たちで今御説明いただいたような取組をするとどの程度改善するのかというポイント、改善していく取組のインセンティブを与えるというか、それを動機づけにするというのが必要かなと感じていますし、そのためには、例えば、こういった取組に対してのポイントの考え方とか、多少専門的な知識を醸成するためのみどりのリーダーを地域環境リーダーと同じような形で養成して、その人たちを中心に、こういう取組を市民の方たちに自主的に展開していただくような仕組みを市役所さんのほうでつくっていくというのが必要なのかなと感じました。

○みどり・多摩川事業推進課長

ありがとうございます。確かに緑化協議といいますが、対象規模が、例えば最低300平米だとしても、それなりに大きい敷地になりますので、地域の小さな戸建てとか、お店とか、エリアで緑をもっと充実させていくような取組をまちのコアな中でやっていく。現在、本市でも地域緑化推進地区という制度があって、エリアが何か所かございまして、そこは市民と共に協働で花を植えたりとか、みどりを増やしていきましようという趣旨で地域の指定をしておりますが、現状のところ、市からお花を提供して公園などに植えていただくというところで、なかなか広く発展していくまでにはいっていませんので、小畑委員のおっしゃったような内容をさらにプラスして、みどりを増やしていこうとか、みどりでまちを盛り上げていこうというインセンティブになるようなポイント、あと人材とうまく出会っていくことによって、今の地域緑化推進地区の課題みたいなものも解消できるのではないかと、今、個人的に感じたところでございますが、これからそういった内容も整理してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○小畑委員

ありがとうございます。市役所さんのほうで全てをやるというのは人的にももう無理だと思うので、むしろ全体的な方針を示していただく中で、どれだけ市民の方の中にグリーンリーダー

一を育てていって展開していくか、そういう仕組みづくりのほうを御検討していただくといいのではないかなと思いました。

○みどり・多摩川事業推進課長

ありがとうございます。地域に37か所、地域緑化推進地区がございました。

○飯田部会長

ありがとうございます。続いて、水庭委員、その後、坂倉委員にお願いしたいと思います。では、水庭委員、お願いいたします。

○水庭委員

私のほうでは、市の取組の中に農業に関わるところが結構出てきたと思うんですけども、市の農業振興に関係する部署とはどのような連携を取っているかという現状を教えてもらいたい。あと、今後、本格的にこういったことを進めるときに、どういうことを考えているのかを教えてくださいたいのです。

○みどり・多摩川事業推進課長

ありがとうございます。まず、農業振興等の部隊は経済労働局のほうで、生産緑地の保全とか、そういったものについては、これまでもいろいろ情報交換をさせていただいているところでございます。川崎市の農業振興計画も昨年度改定をされてございます。実際に生産緑地の農地については、都市にあるべきものとして位置づけられる中で、環境保全に資するものとして保全していくという見解は出しておるんですけども、今までも議論になったように、相続対策とか、そういったところで、どちらかというとなりわいとしてどうやって継続させていくのかということが主眼になっているのが現状でございます。ですので、そのために特定生産緑地とか、あるいは農地の貸出制度などをどんどん広げていくとか、今、農業振興のほうはこういうところに重きを置いているところで、コミュニティとか、こういったところは、市民農園なども有してはおるのですが、どちらかという民間に任せていくとか、そういった感触でございますので、我々としては、農地に限らず公園も含めて、コミュニティ的な場所を、農を使って生かしていくというのは、建設緑政局、公園部隊として、グリーンコミュニティを形成していくという立場で率先していく必要があるかなと今感じているところでございます。

ですので、今後の取組としては、農の空間をいろんな場面で活用していくために、まず公園で、花壇とかをつくったりするような許可制度みたいのがあるんですけども、作物についてはかなり限定的で、どちらかというところ禁止的な要素になってはいますが、こういったものも環境教育とか菜園みたいな形で許容して、農のそういった価値を、自然であったり、御説明したようにコミュニティ形成になっていたり、環境教育の場になるという視点で、作物の取扱いなども柔軟に使えるようにして、市民にもっと幅広く公園に来ていただく一つのきっかけづくりとして、まず公園から始めていくようなことが必要かなと考えてございます。

以上でございます。

○水庭委員

ありがとうございます。もう一つ、関連したことで質問してよろしいですか。

○飯田部会長

どうぞ、お願いします。

○水庭委員

こちらのほうの関連としては、例えば、今御説明いただいた企業のほうのみどりに関するクレジットを、例えば相続で手放すと農地を買収して公園化するといったことの具体的な策は、今のところはないのですか。そういう直結した質問なのですけれども。

○みどり・多摩川事業推進課長

今、クレジットの話を差し上げていまして、どの程度開発行為で自然的環境の回復をして、一定の対価をかけて、この場合、クレジットとして樹林地を再生するために必要な、あるいは維持管理をしていくために必要な額としてお幾らですよという、その金額の算定がまだできていないんですけども、その金額の状況に応じて、必要なところであれば、生産緑地の、ここは絶対大事だから買うという判断がされれば購入ということも選択としてはあります。15ページにアウトサイドミティゲーションと書いてあるように、川崎モデルというか、生物多様性を市域で、つながりとかまとまりがどのように大事なのかを可視化していこうというところも、今、みどりの将来像の部隊のほうで作業を進めていますので、そういったところも見ながら、生産緑地を取得するということまで行ければ非常に有効かなとは思っています。水庭委員の

御指摘、我々もそこまで行ければすばらしいなと思っておりますが、まだ金額の算定などについて整理がございますので、そういったことも視野に入れながら作業を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○飯田部会長

ありがとうございます。関連するので私も1分だけなのですけれども、すみません、その後、坂倉委員に行きます。

農業サイドとの連携は非常に大事なので、私からもぜひ連携を進めていただきたいと思うんですが、今、チャットでお送りしたのが、東京都が今年から始めたポケットファームという事業で、これは産業労働局、農業を管轄しているところが始めているのですけれども、市民の方々が公有地をポケットファームにしていくのに助成を出す制度があります。なので、公園でというのは一番身近でいいんですが、それ以外にも様々お持ちの市有地がたくさんあると思うので、その屋上とかをポケットファームにしていくことにも助成が出るのですけれども、こういう活動資金があるとやってみたいという方もいるかもしれないので、公園が中心で、でも、それに限らず幅広く考えていただけるといいかなと思いました。

では、続いて坂倉委員、お願いいたします。

○坂倉委員

ありがとうございます。私も会議の参加歴が短いので、この検討が最終的にどのように進んでいくのかとか、今、大体どのぐらいの位置にいるのか、なかなか見えないので、コメントが難しいところもあるのですけれども、今出していただいている7ページ目の3つの柱について、ここで挙げられている3つの柱、それぞれの内容はすごくよいと思うんです。ちょっと思ったのが、これは3つやりますということと、3つそれぞれの課題にこうやって取り組みますという書き方で、パラレルになっているのですが、そうすると、どうしても3つをそれぞれ頑張るということに見えてきて、じゃ、全部できるのだろうかとか、いつまでにやるのだろうかみたいなことになってくるのですけれども、この3つの要素は独立してあるというよりは、最終的には、実際に生物多様な持続可能な環境ができていくということがあるでしょう。でも、そのためには、公費を使ってそれを整備するというよりは、いろんな人がそれに向けて力を合わせていけるような人の力、人の輪が必要であって、そこに参加したくなる

というのは、ちゃんとみどりの価値を多くの人が実感できるということがあって、そうすると、参加する人が増えてみどりが多くなって、みどりが多くなるから価値に気づく人が増えてという、この3つは、それぞれやるというよりかは、やればやるほどぐるぐる循環しながら、ポジティブなスパイラルを描いていけるという構造になっているのかなと受け取りました。

そうすると、この計画を検討するとか、計画をつくっていくというときのそもそもの作戦として、この3つを整備すると、それが相乗効果を生んで、だんだんみどりも増えていくし、それに応じて関心も実感も高まっていくし、そうすると、参加する人が増えるので、さらにみどりが増えていく、そういう作戦でやっていくみたいなことが最初の段階で明示できると、実際に何をやらなければいけないのかということを選んだりとか、その施策がみどりを増やすだけではなくて、人の関心に届くとか、参加するということが、参加率とか参加数だけではなくて、みどりを実際増やすということにどのようにつながっているのかみたいに評価も少し整理されて、明確になってくるのではないかなと思いつながっていました。感想みたいなものですが、そういう作戦もありなのではないかなと思っています。

○飯田部会長

事務局、いかがでしょうか。

○みどり・多摩川事業推進課長

ありがとうございます。確かにこの3つの施策をどのように施策ごとに分けるかというところ、全てつながっていますので、どれがどこにつながっているか、これはこれまでの計画でも縦割りになってしまっていて、それぞれの施策で指標を出しているのですけれども、全体としてどうなのかというところ散漫になってしまっていて、最後、成果があまりうまく出せないというところがあります。今回このあたりを、後ほど御説明するシステミックデザインという考え方で何とかうまくできないのかなというところがございます。おっしゃるように、もう少し各施策のつながりを明確化していくような計画にしていくことで、市民にも分かりやすくなると思いますので、その部分は御指摘いただいたことを今後整理して、どのようにもっとつながりをきちんと全体で見せられるかというのはやっていきたいと思っています。

○坂倉委員

整理するというか、何と何がつながっているかということも最終的には必要だと思うんです

けれども、一番最初の作戦として、これらは循環しながら、それぞれ増えていくのであるみたいな、限りある資源・リソースを使って参加する人を増やししながら、みどりも増やしていくという全体のストーリーを計画書の最初のほうに、こういう考え方でみどりを増やしていくのだと言ってしまったほうが、後々やるときには分けていかないとどうしても取り組めないのですが、1個1個の施策が全体のループ・循環の中のどの部分なのかみたいなことを意識しながらできたほうが、施策全体のつながりにとっていいのではないかなと思いました。

○飯田部会長

ありがとうございます。このページの図も、ぐるぐるするような絵に変えるというのもよさそうだと思います。少し御検討ください。

○みどり・多摩川事業推進課長

ありがとうございます。

○飯田部会長

委員の皆さん、一応一巡したかなと思いますが、ほかに大丈夫でしょうか。

では、私からも発言させていただきたいのですが、まず24ページ目の3-30-300の真ん中の30の部分ですが、拠点駅周辺で30%という目標を今出させていただきましたけれども、これから緑被の樹冠も含めた数値が挙がってくると思うんですが、1回公有地でやってみるとどうなるかというのは試すことができますか。家を出て駅に行くまで30%カバーされているというのが好ましいのではないかと思うんです。もちろん、駅の周りがというのは1つ重点であると思うんですけれども、家を出て駅まで行く、その過程がちゃんと30%カバーされていると実感としてみどりを感じやすいし、夏場であれば涼しいしという状況になっていくと思うんです。数値さえ出てくれば、GISでいろいろ計算を試してみられると思うので、1回やっていただけるといいかなと思います。住宅地の中の細かい道路とかを入れるとちょっと難しくなってくるかもしれないのですが、少なくとも皆さんがよく通る幹線道路系統とか、もちろん公園とか、公共施設とか、学校とかを含めていいのですけれども、一度公共施設系プラス道路という形で算出してみてもらえると、まちのあるべき姿と重なってくるのではないかなと思いましたので、試してみてくださいると助かります。

もう1点、17ページ目ですが、新たな担い手を育てる仕組みづくりといったときの担い手

は、どんな方をイメージされていますか。本当に多様な方をイメージしていますか。

○みどり・多摩川事業推進課長

今までは公園の愛護会とか管理運営協議会という、どちらかというところの既存活動団体がメインになっていて、支援の組織になってはいますが、そこに新しい人たちを取り込んでいくことがこれから必要になってくるところでございます。ですので、その新しい人を取り込むために、先ほどの例えばコミュニティファームみたいなものやることによって、今まで公園でできなかったことができる、そういうきっかけをつくって関係人口を増やしていくきっかけづくりというのがその部分でございます。それによって知ること、出会うことで、もっと何かやってみたいことがあるのではないかとということで、それをまた教える人がいて、どんどん好きになってという先ほどの好循環みたいな話なのですが、そのようなイメージでこれはつくられてございます。そこは行政がきちんと支援をして、中間支援も含めてやっていくものでございます。

○飯田部会長

愛護会も高齢化で人も減ってしまっているのでも、そこを変えていくために、先ほどおっしゃっていた公園で、あとコミュニティファームを許容していく、それはすごくいいアイデアだと思いました。

あと、ここの部分に関連して、改めての発言になるのですが、ぜひ医療・福祉分野との連携を検討いただきたいと思います。以前、みどりの社会的処方、ソーシャルプリスクライビングの話をしていただきましたけれども、つい先週、京都で社会的処方に関する国際会議があって、世界のいろんな方々が来ていらっしゃったり、あと日本のまちづくり分野というよりは医療・福祉系の方々がすごく多かったのですが、彼らが結構まちづくりと発言するんですね。病院や福祉施設の中でとどまっているのではなくて、まちのほうに出て行って、まちの資源とつながっていくことをすごく求めていて、その仕組みをどうつくれるかということ医療サイドがすごくお話しされていて、それがすごく印象的でした。でも、実際まち側には、これまでも川崎はボランティア団体さんもたくさんいらっしゃると思いますし、もちろん愛護会もたくさんあると思うんですが、医療から見れば資源のようなものがあるので、そこにつながっていくとウィン・ウィンになるのではないのかなというのは会議に参加しながら思いました。

川崎は、皆さんも御存じの方で、社会的手法をやっていらっしゃる方もいて、それがすごく

進めやすい状況にあると思うので、一度本格的につながっていただいて、その可能性を開拓できるといいのではないかなと思っています。なので、改めて発言させていただきましたし、そういう方にアプローチして話していくのに私も時間が合えばぜひ参加させていただきたいと思うので、よろしくお願いします。

以上です。

○緑政部長

今、医療・福祉との連携というところで、貴重な御意見ありがとうございます。参考までに、今、地域包括ケアの仕組みの中でも公園が注目されていて、地域のコミュニティの場としてすごく貴重であるというところで、各公園で公園体操が行われていて、そういったところの取組とか視点も触れるようにしたいと思います。

○飯田部会長

ぜひお願いします。

○水庭委員

今、飯田部会長のお話を受けて、1点だけよろしいでしょうか。

○飯田部会長

もちろんです。

○水庭委員

資料の中の表現で「無関心層」という言葉が2度ほど出てきたかと思うんですが、非常に冷たい言い方だなと思っていまして、もうちょっとマイルドな表現で、今は無関心かもしれないんですけども、今後ということなので、「今まで関心がなかった」という表現か、「これから関心を持ってもらう層に」とか、そういう表現でもいいのかなと思った次第です。よろしくお願いいたします。

○みどり・多摩川事業推進課長

ありがとうございました。

○飯田部会長

それでは、皆さんから発言いただけたかと思しますので、次の議題に移りたいと思います。

議題3「システミックデザイン手法を活用した施策の見える化」と「強化すべき視点と目標値」について、事務局からよろしくをお願いします。

○みどり・多摩川事業推進課長

それでは、資料3、28ページを御覧ください。3、施策の見える化に向けた取組といたしまして、アにございますシステミックデザイン手法の活用について御紹介いたします。システミックデザインとは、課題と解決策が一对ではなくて、多様な社会課題とその解決のための施策、それによる効果などが複雑に関わっている、右の端にあるように、いろんな要素が入り組んでいる際に、システムの全体像を理解した上で、より効果的な介入施策を導き出すアプローチ手法でございます。これは北欧のほうで始まったということですが、こういった課題を生み出しているような構造を可視化して、課題解決につながるツボを見つけ出すことで、目指すべき将来像に向けた取組の方向性を明らかにしていこうというものでございまして、下にイとして施策の見える化に向けた全体像がございしますが、この審議に並行しまして、下段にありますように、既存の資料からシステム、マップをつくって、いろんなインタビューなどを行って理想となるような未来像を示し、その中でどういった戦略を打ち立てていけばいいかという実施プロセスを提案していただく、その後、関係する方のワークショップなどやってアウトカムを作成していく、今、そのようなことを想定してございます。

例えばということで、次の29ページでございしますが、これはシステミックデザイン手法の活用イメージということで、公園の整備・管理における施策を一つ整理してみようというイメージでございます。どの施策を強化することでアウトカムにつながるのか、右側にアウトカムがございしますが、要はどういった効果が出てくるかの見える化を可能にしていこうということでございまして、例えば、コミュニティが気軽に使える場が増えるためには、いろんな活用のルールの柔軟さとかアイデア、そういったものが公園のコミュニティガーデンの整備というところまでつながっていたりするわけです。今、このようなもので本当に有効かどうか、いろんなケースが出てくる中で、どれが効くのかということを見いだしていけるのではないかと、今回、こういった手法を併せて、この議論を踏まえて導入していきたいということでございます。このような考え方で、今までのPDCAサイクルに代わるようなアジャイルというか、その都度変化

していく、複雑な社会情勢で、これから10年間も変化していきますので、その中で前提条件などを更新していくことで、もっと動的なモニタリング手法の構築にもつながるのではないかと考えてございます。

資料4を御覧ください。30ページから32ページにわたって、4の強化すべき視点と目標値としまして、前回も議論させていただいておりますけれども、アがみどりの総量に関する目標、イが7つの視点に基づく評価指標ということで、前はざっくりでございましたが、もう少し掘り下げて検討しているものを整理したものでございます。例えば、アについては、緑被率30%以上という本市の目標、あと、みんなが使う拠点駅周辺での樹冠被覆率を30%にする、こういった総量の目標と、一つ一つの強化すべき視点に基づく指標、緑色の生物多様性の保全に資するところだけ数が多いのは、BERLIN URBAN NATURE PACTを意識して、少し多めに入れてございます。

31ページは、そのほか6つの重点施策に関する指標をお示ししています。これは今後もっと個別の議論を踏まえて深掘りをしていきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○飯田部会長

御説明ありがとうございました。それでは、今のところで御意見、御質問があればお願いいたします。

これは量が多いので、特に目標値のところをまだ精査して見られていないのですけれども、全体で数が多いですが、KPIとしてみどりの基本計画にこれぐらいの量を盛り込んでいきたいと思っているのか、今、これは候補で、この中から幾つか選択していくのか、どちらになりますか。

○みどり・多摩川事業推進課長

あくまで候補でございます。

○飯田部会長

いろいろ出させていただいて、ありがとうございます。今年度中に決めて、みどりの基本計画に盛り込んでいくということですね。

○みどり・多摩川事業推進課長

さようございます。

○飯田部会長

委員の皆さん、いかがでしょうか。この部分は大丈夫でしょうか。

私も、本当にどういう数値がいいのかも含めて、まだ一個一個検討できていないのですけれども、今の時間だと限られるので、後ほどゆっくり見たいと思います。

では、部会としては次に進みたいと思います。続きまして、議題5「今後の審議の主な論点とスケジュール」について、お願いいたします。

○みどり・多摩川事業推進課長

資料5、33ページを御覧ください。まず、ア、審議スケジュールにつきましては、本日、3回目の部会になりますけれども、今回を含め、今年度5回の自然共生部会の開催を予定しております。この表の右下に時期と内容を示してございますが、その後、環境審議会に答申をいただき、それを基に、来年3月、今年度末までにみどりの基本計画の改定素案を策定してまいります。

34ページを御覧ください。イ、各回の論点ということでございますけれども、今後の部会における審議の考え方と論点を、既存の計画に基づく施策内容をベースに表に落とし込んでございます。次回の第4回については、都市公園の整備・管理方針を中心に御審議いただきたいと思います。考え方といたしましては、都市公園の配置基準を見直すとともに、安全安心な公園の実現と地域のニーズを踏まえた魅力的な公園づくりを挙げてございますが、4回目は公園の確保、公園がどうあるべきかというところについて検討していく。

続いて、第5回については、緑地の保全・活用について審議いただきます。考え方といたしましては、樹林地や農地を含めた里山環境を保全、育成しまして、本市の自然的環境を未来に引き継いでいくことを目途に御審議をいただくということで、緑地、農地、あと開発に当たった話、オフサイトの考え方も含めて検討をさせていただければと思います。

そして、6回目につきましては、緑化重点地区、区別方針等について御審議をいただきたいと思います。考え方といたしましては、緑化推進重点地区における取組の推進に向けて、拠点駅周辺のまちづくりや大規模事業所の土地利用転換との連携など、基準づくりなども含めて、みどりのまとまりやつながりをつくり上げていく、こういったことを御審議いただ

ればと思います。

最後の7回目につきましては、実効性を高める仕組みと素案について御審議いただきます。特に、多様な主体との協働・共創をさらなる高みにつなげるとともに、時代の変化に応じたアジャイル型の取組を進め、先ほどのシステミックデザインにあるようなロジックツリーによるアウトカムの確認と振り返りができる仕組みをつくることを挙げてございます。特に人づくりという観点が7回目になろうかと思えます。

次のページを御覧ください。そのほか、35ページには強化すべき視点の実現に向けた取組に関連する既存事業を整理しておりますが、今後の4回の議論において、併せてこういったところも含めて整理をしていきたいと思っております。

次に、36ページ、37ページを御覧ください。こちらにつきましては、特に今後の個別施策の議論の中で、見直し、または新たに導入を検討する事項を現時点で整理したものでございます。かなり小さい字でございますが、例えば、左側に項目がございます緑化指導、緑化地域制度、工場立地法の関わり、臨海部のガイドラインや、私どもで有している自然的環境保全配慮書という制度など、次のページまで主要な制度が書かれてございます。これを横軸に開いていきますと、現在の基準、課題、対応すべき事項や方向性、具体的な取組の現時点での内容、根拠条例等を整理してございます。実際に改定に向けては、こういった制度設計を今後どのようにしていくかを見据えながら、さらに条例改正とか制度の見直しなども含めて、実効性のあるものにしていくための資料として参考におつけしてございます。

資料の説明は以上でございます。

○飯田部会長

御説明どうもありがとうございました。では、今のところで御質問、コメントがある方はよろしくお願ひします。では、小畑委員、お願ひします。

○小畑委員

ありがとうございます。今回初めて参加させていただいて、今後の新規の計画などもお示しいただいたのですけれども、その中で、入っていないかなと思ひますので今日コメントさせていただきます。こちらは、そもそもがみどりの基本計画ということなので、必ずしも直接のものではないんですが、市民の方がみどりを求めるときに、それと併せて歴史とか文化とか健康とか、そういうものとセットになって、みどりというものがすごく価値あるものとして、足を

運んだり、そこで市民の方がいろいろといい気持ちを持つ、ウェルビーイングになるのではないかなということで、そういったことを検討していただくことができるのかどうか。

具体的に申し上げますと、川崎にも日本民家園とか、かわさき宙と緑の科学館を持っている生田緑地、あるいは国史跡の橘樹官衙遺跡群、二ヶ領用水とか県立東高根森林公園、麻生区になるとおかがみまるとフェスティバルとか、黒川里山アートプロジェクトなど、素晴らしいイベントがあるんですけれども、必ずしもこういったことが川崎市民の方、あるいは周囲の東京とか神奈川県の方々にも十分認知・評価されていないのではないかなと。そういったところをもう少し今回のみどりとセットにしてアピールするというか、こういうものと組み合わせることも必要かなと思っています。

それから、健康の面で言えば、5月4日がみどりの日ということで、国が定めた祝日にもなっておりますし、それに合わせてみどりの週間とか、みどりの月間というのがありますので、そういったタイミングをとらまえて、川崎市でも少しイベントを展開したらどうかと思います。今年の5月4日は「Go to ForesTokyo!」ということで、東京都の長沼公園の森林浴のイベントに参加させていただきましたけれども、参加者の方もかなり多くおられました。川崎でも先ほど申し上げたような様々な緑地等を活用しながら、森林浴のイベントなどもできるのではないかなということで、みどりの基本計画ですから、あまり広げるのもどうかとは思いますが、一方で、歴史、文化、健康、こういったところとのつながりにあまり触れなさ過ぎるようにも思いますので、そここのところを御検討していただくとありがたいと思います。

以上です。

○みどり・多摩川事業推進課長

非常に貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。まさに今回の基本計画の一つの柱はウェルビーイングでございます。この資料にその部分がちょっとしか書いていないので、もっと子どもであったりとか、いろんなところに関わることでございますから、大事な視点をまだ入れ込み切れていないところがございます。さらに、みどりの有効性とか価値を市民に伝えていきたいと思います。その部分もみどりの基本計画にとっては大事でございますので、織り込んでいきたいと思います。ありがとうございます。

○飯田部会長

ありがとうございます。それでは、続いて中島委員、お願いします。

○中島副部長

御説明ありがとうございます。今後の審議スケジュールのところで、各回の論点、基本的に、こうした既存の計画に基づいて、それを次にどうバージョンアップしていくのかというところを整理していただいている資料として、34ページは非常によいと思うんですけども、一方で、今回、みどりの基本計画、第1回から今日までの第3回で大きく変えていくべきところの論点も議論をしてきていると思っているので、既存計画に基づく施策内容の検討を細かく詰めていくということと、第1回から第3回で議論してきている大きく変えていくところをどのように構成していくと、より効果的かつ分かりやすく見えるような計画になるかということも併せて御検討いただくとよいかなと思いました。

第7回で検討状況の取りまとめということで、まとめていくところで実効性を高める仕組みとあるのですが、ここに向けて、今ある計画のマイナーチェンジではなくて、構成や考え方、示し方を大きく変えていくというところを意識しつつ、次回の第4回から第6回の個別施策のところの議論ができないと、せっかくいろいろいい議論とか、ここはこう大きく変えようと言っているところが、最後のまとめ表現がマイナーチェンジ的な形になってしまうとちょっともったいないかなと思いますので、ボトムアップ的に既存計画と変えていくところと、構成を大胆に変えていくところも併せて検討の枠組みづくりもイメージされると、4回から7回にかけて議論が有意義になるかなと思いました。

○みどり・多摩川事業推進課長

ありがとうございます。せっかくの目玉というか、そういったところもちゃんと併せながら、どうやって最適化していくか整理していきたいと思います。

○飯田部長

ありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。

私からも少しだけなのですが、今後の論点を出していただけていいですか。私もこの中に追加していただきたいところがあるのです。小畑委員には恐縮ですが、昨年度の議論の中で、いつ反転させるのがいいのかを1回話したかと思います。それはまだ答えが出ていなかったと思うんですが、もう一度話したほうがいいのではないかなと思っています。あのとき目標が2030年で、本当に反転を目指すのは、2030年はまだ難しく、もうちょっと先になるかと

思うんですが、あのとき人口の動態、これからの推計とかも併せて見ながら、もうちょっと検討していくということだったかと思います。今回、みどりの基本計画全体の中でも反転というのが大きな意味を持っていると思うので、これはもう一度きちんと話したほうがいいのではないかなと思っています。緑被とか樹冠とかのデータが出てくるので、それが議論しやすくなると思いますので、ぜひお願いします。

それと関連するのですが、資料全体で「ネイチャーポジティブ」という言葉が何回か出てくるんですが、ネイチャーポジティブは、まさに反転させることを「ポジティブ」と呼んでいるわけですが、生物多様性に配慮すること、生物多様性に関する取組をすることがニアリー＝ネイチャーポジティブのような表現が結構あるのが少し気になっています。7つの強化すべき視点の中の1つ目も「生物多様性の保全に資するみどりのまとまりやつながり（ネイチャーポジティブ）」なのですが、このような資料は日本でよく見るので、川崎市さんだけではないんですけれども、でも、生物多様性配慮＝ネイチャーポジティブではなくて、反転を目指していくことなので、これはやめたほうがいいかなと思っています。

私からは以上です。

○みどり・多摩川事業推進課長

かしこまりました。

○飯田部会長

では、この議題はこれで終わりにしまして、最後に報告事項がありますので、それについて事務局から説明をお願いします。

○みどり・多摩川事業推進課長

それでは、資料6を御覧ください。資料6は、第2回の自然共生部会においていただきました御意見を取りまとめたものでございます。大事な意見がたくさんございます。中島委員から御指摘があったように、見直す部分もここに入っておりますので、こういったところも既存の計画のボトムアップと併せて整理をしていきたいと思っております。

続きまして、資料7でございます。資料7は、5月26日に開かれました環境審議会親会において、基本計画の中間報告に当たりまして、親会からいただいた御意見をまとめたものでございます。農地の保全、気候変動を踏まえた樹種の選定、緑の目標値、このあたりも御意見をい

いただきました。あと、ウェルビーイングの捉え方、時代の変化が激しいので、そういったところにきちんと対応していくことの必要性についてもいただいております。最後の市の寄附制度については、地元の農業従事者、町内会の連合町会長さんから、実際に緑地を寄附した際にいろいろ課題があったということについて御指摘をいただいたものでございます。

その中で、40ページについては、ウェルビーイングを指標化した事例として越前市を調べてみてはどうかということでございました。これは市の総合計画において、幸せを実感できるふるさとということで、市民アンケートに基づく幸せ実感指標を主観的指標として、それに関連するデータとしての政策推進指標という客観的指標で構成をされているというものでございました。

41ページに指標値の例がございます。このようなまとめ方です。これまで坂倉先生とも御議論させていただいているものも、主観的指標と客観的指標の両方でやっていくということでございましたので、そういったものも今後見据えていきたいと思っております。

資料8、42ページでございます。こちらは冒頭、緑政部長からも説明を差し上げましたとおり、議会のまちづくり委員会に報告した際の中間報告の資料になってございます。

説明は以上でございます。

○飯田部会長

ありがとうございました。それでは、今の報告事項について、何か御質問等がある方はよろしく申し上げます。よろしいでしょうか。

では、本日の審議及び報告は以上にいたしたいと思えます。皆さん、どうもありがとうございました。

私から一言だけ申し上げたいと思えますが、朝、雨の中、こういうオンラインという形にさせていただいてありがとうございました。川崎市の皆様は全員ちゃんと現場におそろいということで、大変だったと思えます。雨は大分弱まってきたようですけれども、皆様、お気をつけてお過ごしください。

今回から小畑委員に市民委員として加わっていただいて、市民委員の目線からの多数の貴重な御意見を頂戴いたしまして、ありがとうございました。市としても、この市民の目線を大切にしながら、一方で、マクロな視点で施策も打っていきながら、それを両方同時に進めて好循環させていくのがとても大事だなと改めて思いました。

あと、全体を通して思うのは、回を重ねるごとにすごく資料が充実してきました。それ自体

はとてもいいことなのですけれども、ぱっと見たときに、そのつながりとか、キーワードもたくさんになってくるので、結構複雑なものになってきたなと感じています。実際にこれを動かしていく皆さんにとっては、これが頭に入っていればすごくいいと思うんですが、みどりの基本計画を市民に届ける、これからパブコメをしたり、いろんな機会での計画を市民に伝えていくと思うんですけれども、市民に届く形になるときに、これをいかに骨格は残しながら分かりやすく伝えていくかというのが大事そうだなと今回改めて思いました。2時間の部会の中で、委員もそれぞれ一つ一つ把握するのが難しいほどたくさんものが出てきているので、骨格を常に維持しながら、それをいかに市民に分かりやすく伝えていくか。でも、そこに葉となってついてくるたくさんの施策、それも一つ一つがとても重要だと思いますので、着実に実行していけるものをつくっていく。構造の整理をしながら進めつつ、これから市民に伝えていくということもちょっと意識しながら作成できるといいなと思っています。

私からは以上です。皆さん、お疲れさまでした。

ほかの皆様からも特になければ、事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○みどり・多摩川事業推進課長

ありがとうございました。1つだけ情報提供ということになります。特に社寺林とかのお話が先ほど出てきたかと思うんですけれども、高田委員から、英文ではございますが、「Urban Forestry & Urban Greening」ということで、公園というよりも、まちの中にある古い社寺林が、生物多様性であったり、気象の緩和とか、いろんなものに非常に寄与していくということで、その価値をお示しした高田先生の論文を参考にいただきましたので、御紹介をさせていただきました。

まだ読み込めていなくて申し訳ないのですが、古い木が多いので、例えば、うろみみたいなものがある、そういうところに生物がすごく集まったりとか、そういういろんな価値を見いだしている。場所は文京区でやられたみたいで、文京区にも神社が非常に多いそうです。川崎も社寺が結構ございますので、今まで保存樹林みたいなものには指定されているのですが、あまりクローズアップされてこなかったのですけれども、こういったものの価値も少し見いだしていければと感じたところでございます。御紹介でございました。

以上でございます。

○みどりの管理課長

飯田部会長、委員の皆様、本日はありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、通算3回目となります令和8年度第1回川崎市環境審議会自然共生部会を終了いたします。ありがとうございました。

午前11時25分閉会